

# 住民基本台帳カードの申請が平成24年2月1日（水）

からできるようになります。

震災後に発行した本人証明書は無効になりますので、これからも写真付きの身分証明書を必要とする方は、住民基本台帳カードに切り替えていただくようお願いします。

また、震災前に発行された住民基本台帳カードをお持ちの方で、パスワードを忘れた方は、住民基本台帳カードの再発行が必要となります。

## 【住民基本台帳カードの種類】

- ① 様式A（写真なし） ② 様式B（写真あり）

## 【住民基本台帳カードの特徴】

- ①電子証明書（公的個人認証用）を書き込むことにより、国税の申告（e-tax）などを自宅のパソコン等からインターネットを使い、することができます。
- ②様式B（写真あり）の住民基本台帳カードは、公的な証明書として使うことができます。役場だけでなく、銀行などで本人確認書類を求められたときに便利です。

## 【有効期限】

10年間。ただし、町外に転出した場合は失効します。（電子証明書の有効期限は3年間）

## 【交付手数料】

住民基本台帳カード	新規交付	500円	再交付	700円
電子証明書	発行手数料	500円		

※震災により紛失した方、本人証明書の代わりに取得される方については無料で発行いたします。

## 【住民基本台帳カードの申請方法】

申請はご本人に限ります。窓口には2回来ていただく必要があります、交付までは10日～2週間程度かかります。

### ○1回目（申請）

窓口に次の書類等を持参し、所定の申請書に記入して申請をします。

- ・本人確認書類（官公署発行証明書Aの場合は1種類以上、官公署発行証明書Bの場合は2種類以上）※詳細は下表を参照してください。
- ・印鑑
- ・写真（縦4.5センチ×3.5センチ、申請前6か月以内に撮影の無帽・正面・無背景のもの）※写真付きの住民基本台帳カードを希望の場合のみお持ちください。

### ○2回目（交付）

住民登録されている住所に照会書が郵送されます。（申請した日から10日～2週間程度かかります。）

- ・郵送された照会書の下欄の回答書に記入・押印したものを窓口にお持ちください。
- ・住民基本台帳カードを交付する際に、4ヶタの暗証番号を入力していただきます。

## 【官公署発行証明書の例】

官公署発行証明書A（写真付きのもの）	官公署発行証明書B（写真なしのもの）
<ul style="list-style-type: none"><li>・運転免許証</li><li>・旅券（パスポート）</li><li>・海技免状</li><li>・小型船舶操縦免許証</li><li>・船員手帳</li><li>・身体障害者手帳</li></ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険被保険者証</li><li>・国民年金手帳</li><li>・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書</li><li>・共済年金又は恩給の証書</li></ul> <p>など</p>

## 【関連ページへのリンク】

○住民基本台帳カード総合情報サイト（<http://juki-card.com/index.html>）

○公的個人認証サービスポータルサイト（<http://www.jpki.go.jp/>）

## 【問合せ窓口】

女川町役場 町民課 住民登録係（①番窓口） 電話54-3131 内線120・121